

久留米広域合併協議会正副会長協議結果報告 (合併の方式について)

久留米広域合併協議会の正副会長である1市4町の首長で、「合併の方式」について協議をしたので、その結果を報告いたします。

正副会長会議では、まず、久留米広域1市4町の合併で重要なのは、「それぞれの市・町が対等の立場でお互いを尊重しあいながら協議し、新市域が一体となった発展を目指す視点に立った合併を実現することである」との共通認識を行ったところであります。

その上で、「合併の方式」については、今日までの合併協議会へ提出された資料並びに委員から出された意見等を踏まえ、以下のように意見をまとめたところであります。

1. 久留米広域1市4町の合併にあたって、法律によりその取扱いが定められている事項の扱いについては、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の久留米市への編入合併とする。
2. 合併の条件など任意にその取扱いを決めることができる事項については、新市運営の基本となる「新市建設計画」がそれぞれの地域の特徴を生かし、また新たな視点に立ち対等の立場で検討・構築した都市づくりであること、さらには合併調整項目に対するこれまでの検討経緯とその内容などを踏まえ、1市4町の対等合併として取扱う。

以上のとおり、私どもは、久留米広域1市4町の合併の取り組みは、正しく対等な合併になっていると確信しております。合併の方式は、法制度上、「新設合併」か「編入合併」かの二方式の中からの選択しかありません。

このため、法制度上の方式は、「編入合併」となりますが、今回の久留米広域合併の実体を表すため、あえて、久留米広域方式として、「編入対等方式」ということで、今回の合併の取り組みを整理し、別紙のとおり議案として提案することとします。

このことにより、今回の合併の内容を明らかにするとともに、今後とも、「対等」を基本理念として1市4町が協議を進めることを確認するところであります。

平成15年9月20日

久留米市長
田主丸町長
北野町長
城島町長
三潴町長

江藤 守 國
馬 田 博
秋 吉 一
佐 藤 利
砂 山 幸
 吉 愨

●久留米広域合併協議会第9回会議

新市の名称は「久留米市」で合意 合併の方式は「編入対等方式」

久留米広域合併協議会第9回会議が9月20日、久留米商工会館で開催されました。冒頭、江藤守國会長から正副会長に一任されていた「合併の方式について」の提案に至った経緯が報告されました。その後、「合併の方式について」が協議され、「方式は編入合併とするが、実質的な面では対等な立場である編入対等方式である」との調整内容が全会一致で承認されました。合併の方式の結果を踏まえ、協議することになった「新市の名称について」、「新市の事務所所の位置について」は、それぞれ「久留米市」、「現久留米市庁舎」とすることが合意されました。

報告事項

●報告第14号・第8回協議会以降の協議会活動について

8月29日から9月12日までに開催された第9回合併協議会幹事会（9月12日）、総合調整部会、都市産業部会など、延べ3専門部会4分科会11ワーキンググループの活動が報告されました。

協議事項

●第14号議案 合併の方式について



合併の方式などについて、熱心な協議が交わされた合併協議会第9回会議の様子

協議の冒頭、正副会長に一任されていた「合併の方式」を協議するために、第9回会議に先立ち正副会長会議を開催し、合併の方式が編入対等合併で一致したことが江藤守國会長から報告されました。（上記報告参照）

提案では、「合併の方式は、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、及び同郡三潴町を廃し、その区域を久留米市に編入する編入合併とする。以上のように、法制度上の方式は「編入合併」となるが、実質的な面では「対等な立場の合併」である「編入対等方式」（久留米広域方式）で行う」という調整内容が説明され、全会一致で承認されました。

●協議 新市の名称について

●協議 新市の事務所所の位置について

合併の方式の結果を踏まえ、協議することになった「新市の名称につ